

**静岡県告示第638号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、富士宮市非出資漁業協同組合（内共第11号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和4年9月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地  
富士宮市非出資漁業協同組合 富士宮市青木395-1
- 2 漁業権の免許番号  
内共第11号
- 3 変更の内容  
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日  
令和4年9月6日

内共第 11 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

改正前					改正後				
第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。					第3条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければならない。				
ア・魚種	イ・漁法	ウ・規模	エ・区域	オ・期間	ア・魚種	イ・漁法	ウ・規模	エ・区域	オ・期間
にじます	餌釣	針は1本	神田川神幸橋 下流端から神 田宮橋までの 区域（以下「 神田川特定区 」という。）	1月1日 から 12月31日 まで	餌釣	針は1本		神田川神幸橋 下流端から神 田宮橋までの 区域（以下「 神田川特定区 」という。）	1月1日 から 12月31日 まで
			神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が 公表する日 から10月15 日まで				神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が 公表する日 から10月15 日まで
	ルアー釣	ルアー針	神田川特定区 以外の全区域	11月1日 から翌2月 20日まで	ルアー釣	ルアー針			
			潤井川富士見 橋下流端から 王子製紙堰堤 までの区域（ 以下「潤井川 特定区」とい う。）						
	フライ釣	フライ針	神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が	フライ釣	フライ針	神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が	

内共第 11 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

				公表する日 から10月15 日まで					公表する日 から10月15 日まで																
				潤井川特定区	11月1日 から翌2月 20日まで					_____															
テンカラ釣		テンカラ針		神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が 公表する日 から10月15 日まで	テンカラ釣		テンカラ針		神田川特定区 以外の全区域	3月1日以 降で組合が 公表する日 から10月15 日まで														
				潤井川特定区	11月1日 から翌2月 20日まで					_____															
(略)					(略)																				
<p>(採捕量の制限)</p> <p>第5条 神田川特定区及び潤井川特定区を除く全区域において、にじま す及びあまごを10匹を超えて持ち帰ってはならない。</p> <p>(キャッチアンドリリース区間の設置)</p> <p>2 潤井川特定区において、11月1日から翌2月20日までの間、採捕し たにじまは所持せずその場で再放流しなければならない。</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項ただし書きに規定する 方法により納付するときは、500円を加算した額とする。</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>区域</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					魚種	区域	期間	遊漁料					<p>(採捕量の制限)</p> <p>第5条 神田川特定区_____を除く全区域において、にじま す及びあまごを10匹を超えて持ち帰ってはならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。次項ただし書きに規定する 方法により納付するときは、500円を加算した額とする。</p> <p>(1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>魚種</th> <th>区域</th> <th>期間</th> <th>遊漁料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>					魚種	区域	期間	遊漁料				
魚種	区域	期間	遊漁料																						
魚種	区域	期間	遊漁料																						

内共第 11 号第 5 種共同漁業権遊漁規則新旧対照表

			1 日	1 年（期間限定）				1 日	1 年（期間限定）
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
<u>にじます</u>	<u>潤井川特定区</u>	<u>11 月 1 日</u> <u>から翌 2 月</u> <u>20 日まで</u>	<u>2,000 円</u>	<u>4,000 円</u>					
<p>(2) 中学生・小学生以下の遊漁料は神田川特定区においては(1)と同じ。神田川特定区以外については、(1)の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし中学生は次のとおりとする。</p>					<p>(2) 中学生・小学生以下の遊漁料は神田川特定区においては(1)と同じ。神田川特定区以外については、(1)の規定にかかわらず、小学生以下は無料とし中学生は次のとおりとする。</p>				
	区域	期間	遊漁料			区域	期間	遊漁料	
			1 日	1 年（期間限定）				1 日	1 年（期間限定）
中学生	(略)	(略)	(略)	(略)	中学生	(略)	(略)	(略)	(略)
	<u>潤井川特定区</u>	<u>11 月 1 日</u> <u>から翌 2 月</u> <u>20 日まで</u>	<u>1,000 円</u>	<u>1,500 円</u>					
小学生	—	—	無料	無料	小学生	—	—	無料	無料

附 則

この規則は、令和 4 年 9 月 6 日から施行する。